広告運用代行契約約款　新旧対照表

旧版：2024 年 6 月 25 日版　新版：2026 年 10 月 15 日版

項目	旧条文	新条文
第 4 条 （委託業務） 第 1 項	【旧】 (1) ランディングページその他各種オンライン及びオフライン媒体における、医療法人等による矯正歯科治療（以下「本件治療」といいます。）の広告運用代行業務	【新】 (1) 医療法人等による矯正歯科治療（以下「本件治療」といいます。）のうちキレイライン KIDS に関する、オンライン媒体における広告運用代行業務
第 5 条 （委託料） 第 1 項	【旧】 1. 本件治療の施術希望者が本件予約調整システムにより来院予約を行った上で医療法人等に来院した場合、又は、本件治療の施術希望者が本件予約調整システム（医療機関等の公式 HP を除く）に掲載された医療機関の情報を閲覧し、本件予約調整システム以外の予約方法により医療機関等に来院予約を行った上で医療法人等に来院した場合、医療法人等は、当社に対し、本件サービスの委託料として、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる金額又は当社が別途定める金額（消費税抜き）を支払う義務を負います。 (1) 当該施術希望者が来院予約時点でキレイライン矯正の施術を希望している場合　当該施術希望者 1 名につき 35,000 円 (2) 当該施術希望者が来院予約時点でインビザライン矯正の施術を希望している場合　当該施術希望者 1 名につき 100,000 円 (3) 第 1 号及び第 2 号以外の場合　当該施術希望者 1 名につき 40,000 円	【新】 1. キレイライン KIDS の施術希望者が本件予約調整システムにより来院予約を行った上で医療法人等に来院した場合、又は、キレイライン KIDS の施術希望者が本件予約調整システム（医療機関等の公式 HP を除く）に掲載された医療機関の情報を閲覧し、本件予約調整システム以外の予約方法により医療機関等に来院予約を行った上で医療法人等に来院した場合であって、当該施術希望者が来院予約時点でキレイライン KIDS の施術を希望しているとき、医療法人等は、当社に対し、本件サービスの委託料として、当該施術希望者 1 名につき 35,000 円（消費税抜き）を支払う義務を負います。
第 5 条 （委託料） 第 2 項柱書	【旧】 2. 本件希望の施術希望者のうち次の各号に掲げる者（以下「既存患者等」といいます。）につ	【新】 2. キレイライン KIDS の施術希望者のうち次の各号に掲げる者（以下「既存患者等」といいます。）

	いては、第 1 項第 1 号にかかわらず、本件サービスの委託料は発生しないものとします。	については、第 1 項にかかわらず、本件サービスの委託料は発生しないものとします。
第 5 条 （委託料） 第 3 項	【旧】 3. 本件予約調整システムにより来院予約を行った本件治療の施術希望者がキャンセルすることなく来院しなかった場合、医療法人等は、速やかに、本件予約調整システムにおいて来院予約のキャンセル処理を行う義務を負います。この場合、医療法人等は、当該施術希望者につき委託料の支払義務を負いません。	【新】 3. 本件予約調整システムにより来院予約を行ったキレイライン KIDS の施術希望者がキャンセルすることなく来院しなかった場合、医療法人等は、速やかに、本件予約調整システムにおいて来院予約のキャンセル処理を行う義務を負います。この場合、医療法人等は、当該施術希望者につき委託料の支払義務を負いません。
第 5 条 （委託料） 第 4 項	【旧】 4. 当社は、毎月、医療法人等に対し、当月中に初回来院日が属する施術希望者に係る委託料を算定し、当該委託料の請求書を当月末締めで発行及び交付します。	【新】 4. 当社は、毎月、医療法人等に対し、当月中に初回来院日が属するキレイライン KIDS の施術希望者に係る委託料を算定し、当該委託料の請求書を当月末締めで発行及び交付します。
第 5 条 （委託料） 旧第 6 項	【旧】 6. 本件予約調整システムにより来院予約を行った施術希望者のうちキレイライン矯正の施術希望者に関して、医療法人等から当社関係会社である SheepMedical 株式会社及びその提携技工所に対するキレイライン矯正治療に必要な歯科技工発注数又は発注率等の実績値が低い場合、当社はその任意の裁量により第 1 項に定める委託料の金額を変更することができるものとし、医療法人等は実績値が低いことにつき合理的な理由を説明できない場合には金額の変更に応じるものとします。	【新】 削除
第 5 条 （委託料） 新第 6 項 新設	【旧】 なし	【新】 6. 本件サービスのうち前条第 2 号及び前条第 3 号に定めるサービスの提供について、委託料は発生しないものとします。
第 8 条 （誓約事項）	【旧】 1. 医療法人等は、当社の事前の	【新】 1. 医療法人等は、当社の事前の許

第 1 項	許可なしに、当社以外の者に対し、本件サービスを委託することはできません。また、医療法人等は、当社の事前の許可なしに、本件予約調整システムを介さずに、本件治療に係る患者（既存患者等を除く）予約を受け付けることはできません。	可なしに、当社以外の者に対し、本件サービスを委託することはできません。
第 8 条（誓約事項）第 2 項	【旧】 2. 医療法人等は、本件予約調整システムにより来院予約を行った施術希望者のうちキレイライン矯正の施術希望者に対し、キレイライン矯正以外の矯正装置を用いた治療を行うことはできません。但し、本件治療の施術希望者からの強い申入れがある場合、又は、キレイライン矯正での治療が難しい場合にはこの限りではありません。	【新】 2. 医療法人等は、本件予約調整システムにより来院予約を行った施術希望者のうちキレイライン矯正（キレイライン KIDS を含みます。以下本項において同様です。）の施術希望者に対し、キレイライン矯正以外の矯正装置を用いた治療を行うことはできません。但し、本件治療の施術希望者からの強い申入れがある場合、又は、キレイライン矯正での治療が難しい場合にはこの限りではありません。
第 8 条（誓約事項）第 3 項	【旧】 3. 医療法人等は、本件予約調整システムを導入する医療法人等の患者について、当社が満足度調査を行うことを受け入れ、当該調査に協力する義務を負います。当該満足度調査によって既存患者等に該当しないおそれのある患者の存在が判明した場合、医療法人等は当社に対して当該患者が既存患者等であることを裏付ける合理的な資料を提出しなければならず、当該資料を提出できないときは速やかに当社に対して本件サービスの委託料に加えて、違約金として税込委託料相当額を支払うものとします。	【新】 3. 医療法人等は、本件予約調整システムを導入する医療法人等の患者について、当社が満足度調査を行うことを受け入れ、当該調査に協力する義務を負います。当該満足度調査 によって、既存患者等に該当しないおそれのあるキレイライン KIDS の患者の存在が判明した場合、医療法人等は当社に対して当該患者が既存患者等であることを裏付ける合理的な資料を提出しなければならず、当該資料を提出できないときは速やかに当社に対して本件サービスの委託料に加えて、違約金として税込委託料相当額を支払うものとします。
第 8 条（誓約事項）旧第 7 項	【旧】 7. 本件サービスの提供対象となる本件治療としてキレイライン矯正が含まれる医療法人等は、	【新】 削除

	毎月、キレイライン矯正の来院予約受付枠をひと月あたり 16 時間以上設けるものとします。但し、医療法人等が運営するクリニックにおいてキレイライン矯正の来院予約 の受付を開始した日が属する月の月初から起算して 3 か月が経過する日までの期間はこの限りではありません。	
第 8 条 （誓約事項） 第 7 項（旧第 8 項）	【旧】 8. 本件サービスの提供対象となる本件治療としてキレイライン矯正が含まれる医療法人等は、キレイライン矯正に係る初回の治療契約を締結した患者に対してのみ、初回セット（当社が医療法人等に対して提供する患者向けの特典商品を指す）を提供できるものとし、当該患者以外の者に対して有償又は無償にかかわらず提供することはできません。	【新】 7. 医療法人等は、キレイライン矯正（キレイライン KIDS を除く）に係る初回の治療契約を締結した患者に対してのみ、初回セット（当社が医療法人等に対して提供する患者向けの特典商品を指す）を提供できるものとし、当該患者以外の者に対して有償又は無償にかかわらず提供することはできません。
第 8 条 （誓約事項） 第 8 項（旧第 9 項）	【旧】 9. 医療法人等は、本件治療の施術希望者が本件予約調整システムを用いて来院予約をしてから来院するまでの間、事前問診を目的として、当該施術希望者に対して電話、メール等の手段により連絡を取ることはできません。	【新】 8. 医療法人等は、キレイライン KIDS の施術希望者が本件予約調整システムを用いて来院予約をしてから来院するまでの間、事前問診を目的として、当該施術希望者に対して電話、メール等の手段により連絡を取ることはできません。
第 8 条の 2 （医療法人等による広告等） 新設	【旧】 なし	【新】 第 8 条の 2（医療法人等による広告等） 1. 医療法人等は、当社の事前の許可なしに、キレイライン KIDS に係る広告を自ら行うことはできません。 2. 医療法人等は、当社の事前の許可なしに、本件予約調整システムを介さずに、キレイライン KIDS に係る患者（既存患者等を除く。）の予約を受け付けることはできません。

		3. 医療法人等は、キレイライン矯正（キレイライン KIDS を除く。）について、本件予約調整システムを介さずに患者の受付を行い、又は自ら広告を行うことができます。自ら広告を行う場合、医療法人等は、法令等及び当社が別途定めるブランドガイドラインを遵守するものとします。なお、医療法人等が自ら行う広告等について、当社は一切責任を負いません。 4. 前項に基づき医療法人等が自ら行う広告等について、ブランドガイドラインに違反していると当社が認めた場合、キレイライン矯正のブランド保護のために当社が必要と判断した場合及びその他の合理的な理由がある場合、当社は、医療法人等に対して広告等の是正を求めることができるものとし、医療法人等はこれに従う義務を負います。
第 14 条 （中途解約）	【旧】 医療法人等及び当社は、本約款の有効期間中であっても、3 か月前までに通知することによって、本約款を中途解約することができます。この場合、医療法人等は、中途解約までの有効期間中に発生した委託料の支払義務を負います。	【新】 医療法人等及び当社は、本約款の有効期間中であっても、3 か月前までに通知することによって、本約款を中途解約することができます。
第 15 条 （契約の解除） 第 1 項第 2 号	【旧】 (2) 医療法人等が当社から本件サービスに関する連絡を受けたにもかかわらず、14 日間以上応答がない場合	【新】 削除
第 15 条 （契約の解除） 第 1 項第 3 号	【旧】 (3) 当社が第 5 条第 6 項に基づき委託料の金額を変更したにもかかわらず、医療法人等がこれに応じない場合	【新】 削除
第 17 条 （損害賠償） 第 1 項	【旧】 1. 医療法人等及び当社は、本約款に違反し相手方に損害（弁護	【新】 1. 医療法人等及び当社は、本約款に違反し相手方に損害を与えた場

	士費用を含む）を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負います。但し、当社の損害賠償義務の金額は、当社が医療法人等から受領した本件サービスの委託料の総額を上限とします。	合、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負います。但し、損害賠償義務の範囲は、直接かつ通常の損害のみとします。

以上